

議会・市政を **よどえ** 身近なものに

議員活動がわらばん



(連絡先) 米子市淀江町淀江553-4 ☎(0859)56-3339 FAX(0859)56-2905
(HP) <http://dokohitoshi.mimoza.jp/> (メールアドレス) dokohitoshi@my-s-pace.jp

ご意見をお寄せ下さい
(会派:希望)

米子市贈収賄事件

米子市発注の道路維持補修工事を巡って業者が市職員に有利な取り計らいを受けたことに対する謝礼(複数回にわたり数万円相当の商品券)を市職員が受け取った事件

本年3月11日

贈賄側の企業の元社長と収賄側の米子市職員が逮捕される

6月3日 第一回公判、即日結審

公判では、事件の当事者(業者と市職員)は事実関係を認める。また、裁判のやりとりの中で、「被告が複数の市議にも商品券を送ったことが明らかになった」「被告が別の市職員や議員らに金品を送りつけていたことも明らかになった」との報道がなされる(新聞記事)。

7月1日 判決

両被告とも有罪判決(贈賄側 懲役1年、収賄側 懲役1年6ヵ月:いずれも執行猶予付き)

判決文の中で、業者から金品を受け取った「公務員」が被告以外にもいたと指摘し、この事件は「起きるべくして起きた」と米子市の体質を批判する。

7月15日 判決確定

両被告とも控訴せず、判決確定。

※ 裁判の中で指摘された「被告以外の市職員が金品を受けとっていること」の事実関係を、市当局は裁判資料の閲覧等により確認中。

※ 私(土光)自身も、事実確認すべく、裁判資料の閲覧等の手続き申請中

議員の 説明責任

新聞報道等によると、6月3日の公判のやりとりの中で、「複数の議員にも金品の送りつけがなされていたことが明らかになった」とのこと。

これだけでは事実関係は確定しないが「米子市議会議員政治倫理条例」には以下の定めがある。

(第4条) 議員は、その地位を利用して、いかなる金品も受領してはならない。

(第2条) 政治倫理基準に反する事実があるとの疑いが持たれた場合は、市民からの求めの有無にかかわらず、自ら率先してその説明責任を果たさなければならない。

議員は

疑いが持たれた場合に

自ら率先して

説明責任を果たさなければならない

のである。

現時点で、議会そしてほとんどの議員がその責任を果たしていない。

私に関して言えば、「企業からの金品の送りつけはない」ということをこの場で、報告させていただきます。